

松監事第22号
令和8年8月19日

松本市長 臥 雲 義 尚 様

松本市監査委員 上 杉 陽 一
同 竹 本 祐 子
同 村 上 幸 雄

令和7年度財政健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、下記のとおり意見を提出します。

記

1 審査の対象

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和8年6月2日から令和8年8月18日まで

3 審査の方法

- (1) 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に基づき適正に作成されているか、などに主眼を置き、松本市監査基準に準拠して審査を実施しました。
- (2) 市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係書類と照合するとともに、関係部局から説明を受けました。

4 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して作成され、いずれも適正に作成されているものと認められました。

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	(参考)早期健全化基準
	%	%	%
実質赤字比率	—	—	11.25
連結実質赤字比率	—	—	16.25
実質公債費比率	3.4	3.6	25.0
将来負担比率	—	—	350.0

※ 「—」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないこと、将来負担比率については、将来負担額より充当可能財源が多いことを示します。

5 附帯意見

実質赤字比率と連結実質赤字比率は、前年度と同様に黒字であるため、該当なしとなっています。

実質公債費比率は、指標となる3か年平均で前年度比 0.2 ポイント減少し、3.4%となりました。単年度においても、元利償還金の減少及び普通交付税等の一般財源の大幅な増加により、前年度を下回っています。

将来負担比率は、将来の負担額よりも地方交付税で措置される見込額や基金の現在高を合わせた額の方が多いことから、前年度に引き続き該当なしとなっています。

以上のとおり、健全化判断比率を構成する4つの項目は、いずれも良好な水準を維持しています。

今後は、市役所新庁舎建設や市立病院建設などの大型公共事業が予定されていますが、引き続き健全財政を堅持するとともに、中長期的な視点に立った計画的な財政運営に努めてください。

また、財政状況を健全に保っていることを、引き続き市民に対して分かりやすく情報発信してください。